

富山県動物管理センターあり方検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 動物管理センターが、県民にとって身近で親しみやすく、また、人と動物との共生を推進する拠点施設となるために、必要な役割や機能等を整理するとともに、円滑に業務を行う体制と行政機関の果たすべき役割について検討を行うことを目的に、富山県動物管理センターのあり方検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 富山県における動物愛護管理の現状と課題
- (2) 動物管理センターに求められる役割及び機能
- (3) 動物管理センターの更新の必要性
- (4) その他、動物愛護管理施策のあり方の検討に必要なこと

(検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者、獣医師会の代表者、動物の愛護を目的として活動している団体の代表者又は個人及び行政機関等からなる別表に掲げる委員で構成し、委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選出することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は検討会の会務を総括し、会議を進行する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 検討会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は厚生部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和5年6月15日から施行する。